

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）つがる洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の通知について

令和7年6月18日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、令和6年12月26日付けで届出のあった「（仮称）つがる洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を同項ただし書の規定に基づき、延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和7年6月23日から令和7年8月22日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条の規定に基づく都道府県知事及び市町村長への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第10条の規定に基づき都道府県知事が意見を述べる時期が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限の間近となる、又は期限を超過することから、都道府県知事の意見を踏まえた勧告が困難であることが確実なため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和6年12月26日
住民意見の概要等受理	令和7年 3月19日
都道府県知事の意見期限	令和7年 6月18日
経済産業大臣勧告期限（延長後）	令和7年 8月22日

問合せ先：電力安全課 小西、松本
電話：03-3501-1742（直通）